

# 皆さんの安心を守るために、医療機関の適切な利用を！

～鳥取県西部総合事務所福祉保健局からのお知らせ～

救急医療を必要とする方が、必要な時に、病状に応じた医療機関を受診できるよう、県民ひとりひとりが救急の現状を理解し、医療の限られた資源を上手に利用し、地域の医療を守っていく必要があります。

## ○適切に医療機関を利用するための「三つの心得」

### その1 「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医は、これまでの病歴や健康状態を把握しているので、きめ細かな診療を受けられます。また、症状に合わせて適切な専門医を紹介してもらえます。

### その2 受診は「通常の診療時間内」に

夜間・休日の救急医療は緊急事態に備えるためのもの。緊急でない場合は、スタッフや検査体制が整っている通常の診療時間内に受診しましょう。

### その3 病状に応じた利用を

休日や夜間でも、まずはかかりつけ医に相談。相談ができず比較的の軽い場合は、休日夜間急患診療所等を利用しましょう。

＜米子市急诊診療所＞米子市久米町 電話34-6253

(平日・土曜日)午後7時～午後10時

(日曜日・祝祭日)午前9時～午後10時

＜境港日曜休日応急診療所＞境港市上道町 電話44-4173

(日曜日・祝祭日)午前10時～午後5時

## ＜お役立ち情報＞

### ※ 小児救急ハンドブックを作成しました

鳥取県では、鳥取県小児科医会のご協力により、保護者に対し、子どもが病気になつた際、家で様子をみてもよいか、医療機関を受診した方がよいかなどの判断の目安となるハンドブックを作成しました。鳥取県のホームページでも見られます。

とりネット：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101810>



### ※ とつとり子ども救急ダイヤルもご利用下さい

休日・夜間にお子さんの急な病気やケガなどで、救急に受診すべきかどうか心配な時に相談できるサービスです。相談料は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

#8000を押してください。(ダイヤル回線やIP電話の場合は03-5772-0576へ)

利用時間 (平日)午後7時～午後11時 (土日・祝祭日)午前9時～午後11時

## ～救急医療機関の現状～

救急受診される患者さんは近年増加傾向にあり、ニーズも多様化しています。救急を担っている医療機関では、医師・看護師不足の中で、夜間・休日の時間外に受診される多くの軽症患者さんの診療に追われ、真に救急医療を必要とする重症な患者さんへの対応が遅れかねない状況になっています。

※ 小児の場合、8～9割の救急患者さんは一次(初期)救急で済んでしまうことが多いものです。

<平成19年度>

| 鳥取大学救命救急センター<br>救急外来受診者数(人) | 軽症                | 中等症              | 重症            | 死亡            | <合計>             |
|-----------------------------|-------------------|------------------|---------------|---------------|------------------|
|                             | 11,246<br>(86.7%) | 1,485<br>(11.5%) | 128<br>(1.0%) | 106<br>(0.8%) | 12,965<br>(100%) |

出展：鳥取大学附属病院まとめ